

規程第31号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行
平成22年4月1日改正・施行
平成22年11月1日改正・施行
平成23年6月1日改正・施行
平成23年10月1日改正・施行
平成24年4月1日改正・施行
平成24年5月1日改正・施行
平成24年7月1日改正・施行
平成25年1月1日改正・施行
平成25年4月1日改正・施行
平成25年10月1日改正・施行
平成26年4月1日改正・施行
平成27年1月1日改正・施行
平成27年3月31日改正・平成27年4月1日施行
平成27年6月1日改正・施行
平成27年10月1日改正・施行
平成28年3月1日改正・施行
平成28年4月1日改正・施行
平成28年10月1日改正・施行
平成29年1月1日改正・施行
平成29年4月1日改正・施行
平成30年2月1日改正・施行
平成30年4月1日改正・施行
平成30年10月1日改正・施行
平成31年2月1日改正・施行
平成31年4月1日改正・施行
令和元年5月31日改正・施行
令和2年2月1日改正・施行
令和4年10月1日改正・施行
令和5年3月1日改正・施行

日本年金機構職員給与規程

目次

第1章	総則（第1条－第9条）
第2章	基本給（第10条－第13条）
第3章	諸手当
第1節	職責手当（第14条）
第2節	地域調整手当（第15条－第17条）
第3節	単身赴任手当（第18条－第24条）
第4節	扶養手当（第25条－第30条）
第5節	住居手当（第31条－第37条）
第6節	通勤手当（第38条－第47条）
第7節	時間外勤務手当等（第48条－第50条）
第4章	給与の特例（第51条－第56条）
第5章	雑則（第57条・第58条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本年金機構職員就業規則（規程第21号。以下「職員就業規則」という。）第52条及び日本年金機構准職員就業規則（規程第22号。以下「准職員就業規則」という。）第41条の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の正規職員（職員就業規則第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び准職員（准職員就業規則第1条に規定する准職員をいう。以下同じ。）（以下正規職員と准職員を合わせて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関して、この規程に定められていない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 2 諸手当は、職責手当、地域調整手当、単身赴任手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当とする。

（給与の支払）

第4条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払の際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者の指定する預金又は貯金の口座へ振り込むことによって給与を支払うことができる。

(給与等の支給日)

第5条 基本給及び諸手当については、一の月の初日から末日までを給与期間として、毎月16日(その日が休日に当たるときは前日、前日が休日に当たるときは、その日以後においてその日の最も近い休日ではない日。以下これらの日を「支給日」という。)に、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 基本給、職責手当、地域調整手当、単身赴任手当、扶養手当及び住居手当は、その月の給与期間分をその月の支給日に支給する。ただし、届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、翌月の支給日に支給することができる。

(2) 時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当は、その月の給与期間分を翌月の支給日に支給する。

(3) 通勤手当は、支給単位期間(第47条に規定する支給単位期間をいう。第46条までにおいて同じ。)又は機構が定める期間に係る最初の月の支給日に支給する。ただし、届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(日割計算)

第6条 新たに職員となった者又は昇給等により基本給額に変更が生じた者には、その日から新たに定められた基本給、職責手当及び地域調整手当(以下この条において「基本給等」という。)を支給する。

2 職員が職員就業規則第22条若しくは准職員就業規則第12条の規定により退職し、又は職員就業規則第24条若しくは准職員就業規則第14条の規定により解雇された場合には、その日までの基本給等を支給する。ただし、第56条に規定する場合はこの限りではない。

3 前2項の規定により基本給等を支給する場合であって、その在籍日数が給与期間の全日数に満たないときは、その基本給等の額は、当該在職日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数

を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第7条 第48条から第50条まで及び第53条から第55条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給の月額、職責手当の月額及び基本給に第15条第2項に規定する割合を乗じた月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第8条 第6条第3項に規定する日割計算、第23条の2及び第36条の2に規定する支給の始期及び終期の特例、第44条の2に規定する支給の始期の特例その他事情により給与の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第48条から第50条までの規定により支給する時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 第48条に規定する時間外勤務手当、第49条に規定する休日出勤手当及び第50条に規定する深夜勤務手当の一の給与期間における支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計(それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計)に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 職員就業規則第13条又は准職員就業規則第4条の規定により準用する職員就業規則第13条の欠勤の時間数、職員就業規則第45条又は准職員就業規則第34条の3日目以降の生理休暇の時間数、日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程(規程第29号。以下「職員育児介護休業規程」という。)第13条の育児短時間勤務に基づく短縮された時間数及び職員育児介護休業規程に基づく介護休業の時間数の一の給与期間における合計に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(不正に支払を受けた場合の処理)

第9条 第21条、第27条、第33条及び第42条に規定する諸手当に関し、

偽りその他不正の手段によりその支払を受けたときは、その者に対し、既に支給した手当を返納させ、必要と認められる場合には以後の当該手当の支給を行わないことがある。

第2章 基本給

(基本給の決定)

第10条 基本給は、職員の等級に応じ、別表第1に定める額とする。

2 職員の等級は、別表第2の役割等級表に基づき、各職員の能力、実績、経験、適性等を考慮して定める職務の役割に応じて決定する。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

(一般職群の昇給)

第11条 一般職群（別表第2の役割等級表のS1からC2までの職務の級の区分をいう。以下同じ。）の職員については、前年度における日本年金機構人事評価実施規程（規程第44号）第5条に定める年度評価（以下「年度評価」という。）の結果に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸数の範囲で昇給させることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の一般職群（日本年金機構人事管理規程（規程第20号。以下「人事管理規程」という。）第10条第1項第2号に規定する職員（以下「給付業務正規職員」という。）を除く。）の職員

人事評価	昇給の号俸数
S	8号俸
A	6号俸
B	4号俸
C	1号俸
D	昇給しない

(2) 年度当初に55歳を超える一般職群（給付業務正規職員を除く。）の職員

人事評価	昇給の号俸数
S	2号俸
A	1号俸
B	昇給しない
C	昇給しない
D	昇給しない

(3) 次号に掲げる職員以外の給付業務正規職員

人事評価	昇給の号俸数
S	3号俸
A	
B	2号俸
C	1号俸
D	昇給しない

(4) 年度当初に55歳を超える給付業務正規職員

人事評価	昇給の号俸数
S	1号俸
A	昇給しない
B	昇給しない
C	昇給しない
D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、7月1日とする。
- 3 当該職員の号俸がその属する職務の級の最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給させない。
- 4 前項の規定にかかわらず給付業務正規職員の号俸が別表第2の役割等級表C1の職務の級の最高号俸である場合には、別表9の範囲内で昇給させる。

(管理職の給与の増額改定及び減額改定)

第12条 管理職等（別表第2の役割等級表のM1からG3までの職務の級の区分をいう。以下同じ。）の職員については、前年度における年度評価の結果に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸数の範囲でその増額改定又は減額改定を行うことができる。ただし、各等級に在級中の正規職員がD評価又は累積5回のC評価を受けた場合及び准職員が累積2回のD評価又は累積5回のC以下の評価を受けた場合についてはこの限りでない。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職等の職員

人事評価	改定の号俸数
S	6号俸
A	4号俸
B	2号俸
C	▲1号俸
D	▲2号俸

(2) 年度当初に55歳を超える管理職等の職員

人事評価	改定の号俸数
S	2号俸
A	1号俸
B	改定しない
C	▲1号俸
D	▲2号俸

- 2 前項の改定の時期は、7月1日とする。
- 3 当該職員の号俸がその属する職務の級の最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は、増額改定を行わない。
- 4 減額改定はその属する職務の級の1号俸を下回る号俸に改定することができる。
- 5 当該職員が人事管理規程第17条第1項の規定に基づいて一時降任している間は、増額改定を行わない。

(昇格及び降格等)

第13条 職員を人事管理規程に定める基準に基づき、昇格させる場合の基本給月額は、昇格後の等級の1号俸とする。

- 2 職員を人事管理規程第16条に定める基準に基づいて降格させる場合の基本給月額は、降格後の等級の最高号俸とする。
- 3 S1級在級中の職員が在級中の年度評価において、累積2回のD評価又は累積5回のC以下の評価を受けた場合は、その都度2号俸の減額改定を行うこととする。ただし、27号俸を下限とし、減額改定が行われた場合には、改定前後の年度評価の累積回数を合算しない。
- 4 職員を人事管理規程第17条の規定に基づいて一時降任、復帰及び降格させる場合の基本給月額は、次の各号に定めるところにより決定する。
 - (1) 人事管理規程第17条第1項に規定する一時降任の場合は、現在の等級のa号俸とする。ただし、C2級在級中の年金事務所の課長及び室長については一時降任時の号俸とする。
 - (2) 人事管理規程第17条第2項に規定する復帰の場合は、一時降任前の号俸とする。ただし、C2級在級中の年金事務所の課長及び室長については復帰時の号俸とする。
 - (3) 人事管理規程第17条第3項に規定する降格の場合は、降格後の等級の最高号俸とする。
- 5 職員を人事管理規程第18条の規定に基づいて降格させる場合の基本給月額は、降格後の等級の1号俸とする。

第3章 諸手当

第1節 職責手当

(職責手当)

第14条 職責手当は、別表第3に掲げる管理又は監督を行うべき地位にある職員、専門的かつ固有の職務を担う職員及び特別の専門的知識又は技能を要する職務を担う職員に対して支給する。

2 職責手当の月額は、職責の区分に応じて、別表第3に掲げる額とする。

第2節 地域調整手当

(地域調整手当)

第15条 地域調整手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第4に定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する事務所で別表第5に定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域調整手当の月額は、基本給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域調整手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 一級地 100分の20
- (2) 二級地 100分の16
- (3) 三級地 100分の15
- (4) 四級地 100分の12
- (5) 五級地 100分の10
- (6) 六級地 100分の6
- (7) 七級地 100分の3

3 前項の地域調整手当の級地は別表第4に定める。

(異動保障)

第16条 別表第4に定める地域若しくは別表第5に定める事務所に在勤する職員がその在勤する地域、事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場

合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として機構が定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する地域、事務所に係る地域調整手当の支給割合(前条第2項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、事務所に係る地域調整手当の支給割合(前条第2項各号に定める割合をいい、当該支給割合を超えない範囲で機構が定める割合とする。以下この条において「異動等前の支給割合」という。)に100分の50を乗じて得た割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、事務所が別表第4に定める地域若しくは別表第5に定める事務所に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(3年を経過する日までの期間において異動等前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。)に100分の50を乗じて得た割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改訂後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。)、基本給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。)に100分の50を乗じて得た割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域、事務所を異にして異動した場合その他機構の定める場合における当該職員に対する地域調整手当の支給については、細則に定めるところによる。

(準用)

第17条 国の職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員又は地方公共団体若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち機構で定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であつた者が、人事交流等により引き続き機構の職員となつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前条の規定による地域調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる者については、前条の規定を準用する。

第3節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第18条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転並びに採用の直前の住居から当該異動又は事務所の移転並びに採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第20条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 配偶者が介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
 - (2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - (3) 配偶者が引き続き就業すること。
 - (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(機構の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため引き続き当該住宅に居住すること。
 - (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項本文及びただし書並びに第20条の在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - (1) 機構が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - (2) 機構が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 4 本条の規定は、給付業務正規職員への登用時には適用しない。

(支給額)

第19条 単身赴任手当の月額額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、その距離に応じ別表第6に定める額を加算した額)とする。

- 2 前項の交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通

の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて機構が定めるところにより行うものとする。

(準用)

第20条 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き機構の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及び第18条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、第18条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前の住居から当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと機構が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、第18条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて機構の定める事情(以下単に「機構の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(認められる職員以外の職員で配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前の住居から当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと機構が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

- (3) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転した後、機構の定める特別の事情により、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと機構が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、第18条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、機構の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前の住居から当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（認められる職員以外の職員で当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと機構が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (5) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転した後、機構の定める特別の事情により、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（認められる職員以外の職員で当該別居の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと

機構が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) 第1号から前号までの規定中「事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い」とあるのを「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き機構の職員となったこと又は復帰等に伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(7) その他第18条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして機構の定める職員

(届出)

第21条 新たに第18条第1項又は前条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに機構に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類(これらの書類の写しを含む。)とする。

(1) 住民票等配偶者等との別居の状況等を明らかにする書類

(2) 診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類

(確認及び決定)

第22条 機構は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第23条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第18条第1項又は第20条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であ

るときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第21条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(支給の始期及び終期の特例)

第23条の2 前条第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転したことにより、第18条第1項又は第20条の職員たる要件(第20条第3号及び第5号に該当することによるものを除く。)を具備した(当該要件を具備した日が月の初日である場合を除く。)職員に対する単身赴任手当の支給は、当該要件を具備するに至った日から開始する。前条第1項ただし書の規定は、この項において準用する。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、第18条第1項又は第20条に規定する要件を欠くに至った(当該要件を欠くに至った日が月の初日である場合を除く。)職員に対する単身赴任手当の支給は、当該要件を欠くに至った日の前日をもって終わる。
- 3 前条第2項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、単身赴任手当の支給を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたとき(当該事実の生じた日が月の初日である場合を除く。)は、その事実の生じた日から支給額を改定する。前条第1項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 4 第1項の規定により単身赴任手当を支給する場合の支給開始月(前条第1項ただし書を準用する場合を除く。)における支給額は、第19条の規定により算出した単身赴任手当の月額を当該月の日数で除した額に、第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備するに至った日から月末までの日数を乗じて得た額とする。
- 5 第2項の規定により単身赴任手当の支給を終える場合の支給終了月における支給額は、第19条の規定により算出した単身赴任手当の月額を当該月の日数で除した額に、月の初日から第18条第1項又は第20条の職員たる要件を欠くに至った日の前日までの日数を乗じて得た額とする。

- 6 第3項の規定により単身赴任手当の月額を改定する場合の当該改定月における支給額の算出に当たっては、前2項の規定を準用する。

(事後の確認)

第24条 機構は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 機構は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明する書類の提出を求めることができる。

第4節 扶養手当

(扶養手当)

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、G2級及びG3級の職員(以下「G2級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は国若しくは地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受けている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

(支給額)

第26条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(G1級の職員(以下「G1級職員」という。)にあつては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる

子」という。)については一人につき10,000円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第27条 新たに職員となった者に扶養親族(G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、G2級以上職員からG2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、扶養親族届により、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(G2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子、第25条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及びG2級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

- 3 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類(これらの書類の写しを含む。)とする。

(1) 所得証明書又は非課税証明書等の生計の途がないことを明らかにする書類

(2) 住民票等により生計同一を明らかにする書類

(確認及び決定)

第28条 機構は、前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

- 2 機構は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第29条 扶養手当は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給する。ただし、第27条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給するものとする。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族（G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合 その者が職員となった日

(2) G2級以上職員からG2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合において、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき その職員がG2級以上職員以外の職員となった日

(3) 職員に扶養親族（G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき その事実が生じた日

2 扶養手当は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給を終了する。

(1) 扶養手当を受けている職員が離職又は死亡した場合 当該者が離職又は死亡した日

(2) G2級以上職員以外の職員からG2級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で第27条第1項の規定による届出に係るものがある場合で、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき その職員がG2級以上職員となった日

(3) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合 その事実が生じた日

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第27条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（G2級以上職員にあつては、扶

養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがあるG 2級以上職員がG 2級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがあるG 1級職員がG 1級職員及びG 2級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員でG 2級以上職員以外のものがG 2級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員でG 1級職員及びG 2級以上職員以外のものがG 1級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(事後の確認)

第30条 機構は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第25条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第28条第2項の規定を準用する。

第5節 住居手当

(住居手当)

第31条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 日本年金機構宿舍規程(規程第49号。以下「宿舍規程」という。)第4条第1項に規定する職員及び宿舍規程第2条第3号に規定する広域異動を伴う人事異動を発令された給付業務正規職員で、異動後の事業所に通勤可能な自己又は配偶者が所有する住居がない給付業務正規職員(登用時を除く。)のうち宿舍規程に定める宿舍の貸与を受けられない職員が人事異動等に伴い転居した場合であって(自らの意志で当該宿舍の貸与を受けなかった職員を除く。)自ら居住するための住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
- (2) 自ら居住するための住宅を借り受け、第25条第2項に規定する扶養親

族（第28条第1項の規定による認定が行われている者に限る。以下「扶養手当支給親族」という。）と同居の場合は月額17,500円を超える家賃、それ以外の場合は月額21,000円を超える家賃を支払っている職員（前号に掲げる職員及び、機構が保有する有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他機構が定める職員を除く。）

- (3) 第18条第1項又は第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（機構が保有する有料宿舎その他機構が定める住宅を除く。）を借り受け、月額17,500円を超える家賃を支払っている職員又はこれらの職員との均衡上必要があると認められるものとして機構が定める職員

（支給額）

第32条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（前条第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額。ただし、前条第1号に規定する職員たる要件を具備するに至った日から3年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の翌月以降については、必要があると認められる場合を除き、次号に掲げる額

イ 扶養手当支給親族と同居する職員 家賃の月額の100分の70に相当する額。ただし、在勤する事務所が別表第7に掲げる特定地域（以下「特定地域」という。）に所在する場合は54,600円、特定地域以外の地域（以下「一般地域」という。）に所在する場合は49,000円を上限とする。

ロ イに掲げる職員以外の職員 家賃の月額の100分の70に相当する額。ただし、特定地域においては43,400円、一般地域においては38,500円を上限とする。

- (2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 扶養手当支給親族と同居し月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から17,500円を控除した額

ロ 扶養手当支給親族と同居し月額27,000円を超える家賃を支払

っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1に9,500円を加算した額。ただし、特定地域においては25,000円、一般地域においては22,000円を上限とする。

ハ イ・ロに掲げる職員以外で月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から21,000円を控除した額

ニ イ・ロに掲げる職員以外で月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の5分の2に6,000円を加算した額。ただし、特定地域においては18,600円、一般地域においては16,200円を上限とする。

(3) 前条第3号に掲げる職員 前号イ若しくはロの規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(住居手当の特例)

第32条の2 第31条第1号の規定に該当する職員が、礼金又は更新料（以下「礼金等」という。）を支払った場合には、礼金等として支払った額（家賃の月額1箇月分に相当する額を上限とする。）を住居手当の特例として支給する。ただし、宿舎規程第4条第1項に規定する入居資格に該当した日から3年を経過するまでの期間中に支払った礼金等について、それぞれ一回に限り支給する。

(届出)

第33条 新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに機構に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合及び第32条の2の礼金等を支払った場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、契約書（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、領収書等当該住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。

(確認及び決定)

第34条 機構は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その

届出に係る事実を確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

(家賃算定の基準)

第35条 第33条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せて支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

2 家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第36条 住居手当の支給は、職員が新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。ただし、住居手当の支給の開始については、第33条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 第32条の2に規定する支給額については、第33条第1項の規定による届出をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)に支給するものとする。

(支給の始期及び終期の特例)

第36条の2 前条の規定にかかわらず、新たに第31条の職員たる要件(第1号に該当することによるものに限る。次項において同じ。)を具備した(当該要件を具備した日が月の初日である場合を除く。)職員に対する住居手当の支給は、当該要件を具備するに至った日から開始する。前条第1項ただし書の規

定は、この項において準用する。

- 2 前第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、第31条の職員たる要件を欠くに至った（当該要件を欠くに至った日が月の初日である場合を除く。）職員に対する住居手当の支給は、当該要件を欠くに至った日の前日をもって終わる。
- 3 前条第3項の規定にかかわらず、特定地域及び一般地域の区分を超える事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、第31条の職員たる要件を具備していた職員に、その月額を変更すべき事実が生じたとき（当該事実の生じた日が月の初日である場合を除く。）は、その事実の生じた日からその支給額を改定する。前条第1項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 4 第1項の規定により住居手当を支給する場合の支給開始月（前条第1項ただし書を準用する場合を除く。）における支給額は、第32条の規定により算出した住居手当の月額を当該月の日数で除して得た額に、第31条の職員たる要件を具備するに至った日から月末までの日数を乗じて得た額とする。
- 5 第2項の規定により住居手当の支給を終了する場合の支給終了月における支給額は、第32条の規定により算出した住居手当の月額を当該月の日数で除した額に、月の初日から第31条の職員たる要件を欠くに至った日の前日までの日数を乗じて得た額とする。
- 6 第3項の規定により住居手当の月額を改定する場合の当該改定月における支給額の算出に当たっては、前2項の規定を準用する。

（事後の確認）

- 第37条 機構は、現に住居手当の支給を受けている職員が第31条に規定する職員たる要件を具備しているかどうか及び現に支給されている住居手当の月額や支給期間が第32条の規定に照らし適正であるかどうかを随時確認するものとする。
- 2 機構は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し住居の実情及び住宅の所有関係等の状況等を証明する書類の提出を求めることができる。

第6節 通勤手当

（通勤手当）

第38条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1）通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤する事務所との間を往復

することをいう。以下同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のためやむを得ず自動車その他の原動機付の交通用具又は交通の用具となる自転車(ただし、機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、やむを得ず自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(支給額)

第39条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、機構が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前条第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等の片道の使用距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。)に応じ別表第8に定める額

- (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して機構が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

(新幹線鉄道等の利用に係る支給額の特例)

第40条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で機構が定めるもののうち、第38条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして機構が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が機構の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、機構が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を越えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前条の規定による額

2 前項の機構が定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転前の通勤時間より長時間の通

勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると機構が認めるものとする。

(準用)

第41条 前条の規定は、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き機構の職員となった者のうち第38条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして機構が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が機構の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して機構が定める職員に限る。）及び前条の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして機構が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(届出)

第42条 職員は、新たに第38条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに機構に届け出なければならない。同条の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

第43条 機構は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第38条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第44条 通勤手当の支給は、職員に新たに第38条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、第42条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、通勤手当の支給は、その届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当の支給は、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 4 新たに機構の職員となった者又は事務所を異にして異動した職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する事務所への勤務を開始すべきこととされる日に第38条の職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取扱い、第1項の規定による支給の開始又は前項の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 5 前4項の規定により手当を支給することが適当でない場合における手当の支給の始期については、別に定めるものとする。

（支給の始期の特例）

- 第44条の2 前条第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、第38条の職員たる要件を具備した（当該要件を具備した日が月の初日である場合を除く。）職員に対する通勤手当の支給は、当該要件を具備するに至った日から開始する。前条第1項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 2 前条第3項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、通勤手当の支給を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたとき（当該事実の生じた日が月の初日である場合を除く。）は、その事実の生じた日から支給額を改定する。
 - 3 第1項の規定により通勤手当を支給する場合の支給開始月における支給額及び第2項の規定により通勤手当を改定する場合の当該改定月における支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1）第38条第1号に掲げる職員 1回の通勤に要する運賃等の額に、事実発生日からその月の末日までの日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を乗じて得た額。ただし、第39条第1項により算出した1箇月当たりの運賃等相

当額を超えるときはその額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 第38条第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離に応じ当該月の日数で除した別表第8の額に、事実発生日からその月の末日までの日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を乗じて得た額

(3) 第38条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離、交通機関などの利用距離、自動車等の使用距離などの事情を考慮して機構が定める区分に応じ、前2号に定める額（前2号の定める額の合計額が55,000円を超える場合は55,000円）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前項第1号又は第3号の適用を受ける職員に第40条又は第41条の規定を準用する場合の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 1回の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額に月末までの日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を乗じた額。ただし、20,000円を超えるときは、20,000円

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前条の規定による額

(返納の事由及び額等)

第45条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他機構が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して機構が定める額を返納させるものとする。

(事後の確認)

第46条 機構は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第38条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の掲示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第47条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として機構の定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第7節 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第48条 職員就業規則第30条又は准職員就業規則第19条に規定する所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、所定労働時間を超える勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜である場合は、これに100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 職員就業規則第37条第2項又は准職員就業規則第26条第2項において、労基法第36条第1項の規定による労使協定に基づき時間外及び休日労働(職員就業規則第32条第2項又は准職員就業規則第21条第2項に定める法定休日以外の休日労働をいう。)を命じた時間が、1箇月について60時間を超える場合は、前項及び次条の規定にかかわらず、60時間を超える時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜である場合は、これに100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(休日出勤手当)

第49条 職員就業規則第32条第1項又は准職員就業規則第21条第1項に規定する所定休日に勤務することを命ぜられた職員に対しては、次項に定める場合を除き、休日の勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜にある場合は、これに100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

2 職員就業規則第32条第2項又は准職員就業規則第21条第2項に規定する法定休日に勤務することを命ぜられた職員に対しては、休日の勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜にある場合は、これに100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

(深夜勤務手当)

第50条 第14条に規定する職責手当が支給されている職員(以下「職責手当支給職員」という。)以外の職員が、職員就業規則第30条第1項又は准職員就業規則第19条第1項に規定する所定労働時間として深夜に勤務することを命ぜられた場合、その間に勤務した1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。

- 2 職責手当支給職員が、深夜に勤務した場合は、その勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。
- 3 前項に規定する深夜勤務手当のうち15時間相当分は、当該職責手当に含まれるものとする。

第4章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第51条 職責手当支給職員には、第48条及び第49条の規定は適用しない。

(休職期間中等の給与)

- 第52条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第18条第1項第1号又は准職員就業規則第8条第1項第1号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労災保険法第14条に規定する休業補償給付（労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。）第3条第1項に規定する休業特別支給金（以下「休業特別支給金」という。）を含む。）又は労災保険法第22条の2に規定する休業給付（休業特別支給金を含む。）を受けたときは、これを控除した額を支給する。
- 2 職員が業務外の負傷又は疾病により職員就業規則第18条第1項第2号又は准職員就業規則第8条第1項第2号により休職とされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。
 - 3 職員が職員就業規則第18条第1項第3号又は准職員就業規則第8条第1項第3号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。ただし、機構の判断によりその休職の期間中、基本給、地域調整手当、扶養手当及び住居手当の100分の60の範囲内で、これに相当する額を支給することがある。この場合、第6条の日割計算の規定を準用する。
 - 4 職員が職員就業規則第18条第1項第4号又は准職員就業規則第8条第1項第4号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、機構の判断によりその休職の期間中、給与を支給しないことがある。
 - 5 職員が職員就業規則第18条第1項第5号、第6号及び第7号又は准職員就業規則第8条第1項第5号及び第6号の規定により休職とされたときは、

その休職の期間中における給与の支給は機構が定めるところによるものとする。

- 6 職員就業規則第18条第1項第1号又は准職員就業規則第8条第1項第1号の規定により休職している職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(給与の減額)

第53条 職員が勤務しないときは、特に機構が承認した場合を除き、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- (1) 職員就業規則第44条又は准職員就業規則第33条に規定する病気休暇を取得して勤務しないとき。

- (2) 職員就業規則第45条又は准職員就業規則第34条に規定する生理休暇を3日目以降取得して勤務しないとき。

- (3) 職員就業規則第49条第1項第8号又は准職員就業規則第38条第1項第8号に規定する特別休暇を取得して勤務しないとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、職員就業規則第49条第1項第1号若しくは第2号又は准職員就業規則第38条第1項第1号若しくは第2号に規定する特別休暇を取得して勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の半額を減額する。

(育児休業中等の給与)

第54条 職員育児介護休業規程第3条の規定による育児休業をしている職員(この条において「育児休業職員」という。)には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 職員育児介護休業規程第13条第3項第1号に規定する育児短時間勤務をしている職員には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 3 育児休業職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(介護休業中等の給与)

第55条 職員育児介護休業規程第7条の規定による介護休業をしている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 職員育児介護休業規程第14条第3項第1号に規定する介護短時間勤務をしている職員には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 3 介護休業職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業中の給与)

第55条の2 日本年金機構職員配偶者同行休業規程（規程第78号）による配偶者同行休業をしている職員（この条において「配偶者同行休業職員」という。）には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要が認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(退職者の給与)

第56条 職員が職員就業規則第22条第1項第1号又は准職員就業規則第12条第1項第2号に該当して退職した場合（業務上の傷病のため退職した場合に限る。）又は職員就業規則第24条第1項第3号又は准職員就業規則第14条第1項第3号に該当して解雇された場合には、第6条第2項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の基本給、職責手当及び地域調整手当（支給を受ける者に限る。）の全額を支給する。職員が死亡の場合においても、同様とする。

(国家公務員等からの交流採用者の手当の始期)

第56条の2 月の2日に国家公務員等から人事交流等により引き続き機構の職員となった場合に係る単身赴任手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給においては、第23条、第29条、第36条及び第44条の規定にかかわらず、その月から開始する。

第5章 雑則

(改廃)

第57条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

(実施に関する事項)

第58条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 日本年金機構法(平成19年法律第109号)附則第8条第3項の規定に基づき機構の職員として採用された者及び人事院規則1-24(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)に基づき社会保険庁に採用されていた者については、次の各号の定めを適用する。

(1) 平成22年1月1日における職務の級は、附則別表第1の対応表に定める級に決定するものとし、号俸については、平成21年12月31日現在に受けていた俸給月額(平成18年4月の俸給の切替日の前日において受けていた俸給月額(以下「切替前俸給月額」という。))に達しない職員であって、平成22年1月1日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)附則第11条の規定に基づく差額に相当する額を除く)を3%減額した額と同じ額の号俸(同じ額の号俸がない場合は、直近上位の額の号俸)に決定する。なお、当該級の最高号俸の額を上回る場合は最高号俸とする。ただし、上位等級の職に登用される者を除く。

(2) 前号の規定に基づき機構で定める基本給が各等級の上限基本給月額を受け取る職員であって、平成22年1月1日の前日に受けていた俸給月額(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。))を3%減額した額が上限基本給月額を上回る額の俸給月額である者について、次の各号に掲げる期間の区分に応じ上回る額と上限基本給月額の差額に当該各号で定める割合を乗じて得た額を基本給の調整給として支給する。なお、調整給については諸手当等の算出の基礎となる基本給には含めないものとする。

イ 平成22年1月から平成22年12月まで 3分の3

- ロ 平成23年1月から平成23年12月まで 3分の2
 - ハ 平成24年1月から平成24年12月まで 3分の1
- (3) 平成22年1月1日における第16条の地域調整手当の異動保障については、平成22年1月1日において引き続き国家公務員であった場合に準じて取り扱う。この場合の支給期間は、国家公務員として受けていた期間を通算するものとする。
- (4) 施行日前において給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、第40条の規定にかかわらず新幹線鉄道等の利用に係る支給額の特例を適用して取り扱う。
- (5) 施行日前において国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「共済組合法」という。）第68条の2第1項に規定する育児休業手当金（同項ただし書に規定する金額を除く。以下この号及び次号において同じ。）の支給を受け又は受ける資格を有していた場合であって、機構に採用後も引き続き育児休業をするときは、施行日以降も引き続き国家公務員であったとした場合に支給されるべき育児休業手当金の額に相当する額（機構の職員として育児休業をした期間に係るものに限る。）を支給する。
- (6) 施行日前において共済組合法第68条の2第1項に規定する育児休業手当金の支給を受け又は受ける資格を有していた場合であって、施行日以後も引き続き国家公務員であったとした場合に同項ただし書に規定する育児休業手当金が支給される場合には、当該育児休業手当金の額に相当する額を支給する。
- (7) 施行日前において共済組合法第68条の3第1項に規定する介護休業手当金の支給を受けていた者又は受ける資格を有していた場合であって、機構に採用後も引き続き介護休業をするときは、施行日以降も引き続き国家公務員であったとした場合に支給されるべき介護休業手当金の額に相当する額（機構の職員として介護休業をした期間に係るものに限る。）を支給する。

第3条 当分の間、第10条第2項別表第2の規定にかかわらず、G1級に在級する職員を本部のグループ長又は専門役の職に配置することができる。

第4条 平成22年1月1日以降、当分の間、第10条第2項別表第2の規定にかかわらず、C2級に在級する職員を年金事務所の課長及び室長の職に配置することができる。

第5条 平成22年3月31日までの間の地域調整手当の支給割合は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、附則別表第2に定める地域調整手当の支給割合とする。

第6条 平成22年1月2日から1月4日までの間に機構に採用された職員に係る単身赴任手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給については、第23条、第29条、第36条及び第44条の規定にかかわらず、平成22年1月から開始する。

第7条 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業基本給付金又は育児休業職場復帰給付金が、被保険者期間が満たされないことにより支給されない場合には、第2条第5号及び第6号に該当する場合を除き当該給付金に相当する額を支給する。

第8条 雇用保険法に基づく介護休業基本給付金が、被保険者期間が満たされないことにより支給されない場合には、第2条第7号に該当する場合を除き当該給付金に相当する額を支給する。

（平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間の基本給等の支給の特例）

第9条 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における第10条に規定する基本給（以下「特例基本給」という。）は、同条第1項の規定にかかわらず、附則別表第3に定める額とする。

2 特例期間における第14条に規定する職責手当（以下「特例職責手当」という。）の月額、同条第2項の規定にかかわらず、附則別表第4に定める額とする。

3 特例期間における第15条に規定する地域調整手当の月額は、特例基本給、特例職責手当及び第26条に規定する扶養手当の月額の合計額に、第15条第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。

4 特例期間における第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、特例基本給、特例職責手当の月額及び特例基本給に第15条第2項に規定する割合を乗じた月額の合計額に1.2を乗じて得た額を当該年度の所定労働時間数で除して得た額とする。

第10条 平成24年7月1日においてS1級に在級する職員の昇給については、第11条の規定にかかわらず、同一の職務並びに同等の職務経験及び修学

年数であること等を考慮して必要な調整を行うことができる。

第11条 第13条第3項に規定する減額改定については、平成25年度の能力評価結果から適用する。

(平成27年1月1日改正に伴う差額調整)

第12条 平成27年1月1日において在籍する職員に以下のとおり差額調整を行う。

- (1) 平成26年4月から平成26年12月の給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に改正前日における職員の等級に応じて附則別表第5に定める割合を乗じて得た額
- (2) 平成26年6月及び平成26年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に改正前日における職員の等級に応じて附則別表第5に定める割合を乗じて得た額
- (3) 平成26年4月から平成26年12月の給与において支給された通勤手当の合計額と平成26年4月1日に改正した場合に支払われるべき金額の差額相当額

2 前項の差額調整は平成27年3月に支給する。

(遡及適用)

第13条 平成27年1月1日改正後の第52条第6項の規定については、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年6月1日改正に伴う経過措置)

第14条 平成27年6月1日における号俸は、平成27年5月31日において受けていた号俸に応じて附則別表第6により決定する。

第15条 前条の規定に基づき決定された基本給月額及び第11条から第13条までの規定により変更された基本給月額が、平成27年5月31日において受けていた基本給月額に達しないこととなる者には、平成30年5月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。ただし、第12条又は第13条の規定により基本給月額が減額された場合は、その減額分は差額相当額に含まない。

第16条 平成27年6月1日改正後の第11条第1項及び第12条第1項の規定については、平成27年度の能力評価結果から適用する。

第17条 平成27年6月1日から平成28年3月31日までの間における地域調整手当の支給割合は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、附則別表第7に定める地域調整手当の支給割合とする。

(別表第2に関する経過措置)

第18条 当分の間、第10条第2項別表第2にかかわらず、G級に在級する職員を本部の刷新プロジェクト推進室長、同次長、システム調整監及び未来戦略室長に配置することができる。

2 当分の間、第10条第2項別表第2にかかわらず、M級に在級する職員を事業調整監に配置することができる。

(平成28年3月1日改正に伴う調整)

第19条 施行日において在籍する職員に次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 平成27年6月から平成28年2月(附則第15条に規定する差額相当額が支給されている月を除く)の給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第8に定める割合を乗じて得た額
- (2) 平成27年6月及び平成27年12月(附則第15条に規定する差額相当額が期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に含まれている月を除く)に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第8に定める割合を乗じて得た額
- (3) 平成27年6月から平成28年2月の給与において支給された基本給、職責手当、扶養手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の勤務地に応じて附則別表第7に定める支給割合の差を乗じて得た額。ただし、第16条に規定する異動保障の割合を受けている者を除く。
- (4) 平成27年6月及び平成27年12月に支給された勤勉手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における職員の勤務地に応じて附則別表第7に定める支給割合の差を乗じて得た額。ただし、第16条に規定する異動保障の割合を受けている者を除く。

(平成28年10月1日改正に伴う経過措置)

第20条 平成28年10月1日改正後の第11条第1項、第12条第1項及び第13条第3項の規定については、平成28年度の年度評価結果から適用する。

(平成29年1月1日改正に伴う調整)

第21条 施行日において在籍する職員に次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 平成28年4月から平成28年12月(附則第15条に規定する差額相当額が支給されている月を除く)の給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第9に定める割合を乗じて得た額
- (2) 平成28年6月及び平成28年12月(附則第15条に規定する差額相当額が期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に含まれている月を除く)に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第9に定める割合を乗じて得た額

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第22条 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当の月額は、第26条の規定にかかわらず、附則別表第10に定める額とする。

- 2 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当については、第27条及び第29条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるものとする。

(平成30年2月1日改正に伴う調整)

第23条 施行日において在籍する職員に次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 平成29年4月から平成30年1月まで(附則第15条に規定する差額相当額が支給されている月を除く。)の給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第11に定める割合を乗じて得た額
- (2) 平成29年6月及び平成29年12月(附則第15条に規定する差額相当額が期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に含まれている月を除く。)に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第11に定める割合を乗じて得た額

(平成30年4月1日改正に伴う異動保障の経過措置)

第24条 平成30年3月31日以前に、別表第4に定める地域若しくは別表第5に定める事務所に在勤する職員がその在勤する地域、事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、事務所に引き続き

6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として機構が定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する地域、事務所に係る地域調整手当の支給割合(第15条第2項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、事務所に係る地域調整手当の支給割合(第15条第2項各号に定める割合をいい、当該支給割合を超えない範囲で機構が定める割合とする。以下この条において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域、事務所が別表第4に定める地域若しくは別表第5に定める事務所に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。)、基本給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域、事務所を異にして異動した場合その他機構の定める場合における当該職員に対する地域調整手当の支給については、細則に定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以降1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(平成31年2月1日改正に伴う調整)

第25条 施行日において在籍する職員に次の各号に掲げる額を支給する。

(1) 平成30年4月から平成31年1月まで(附則第15条に規定する差額相当額が支給されている月を除く。)の給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第12に定める割合を乗じて得た額

(2) 平成30年6月及び平成30年12月(附則第15条に規定する差額相当額が期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に含まれている月を除く。)に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における

職員の等級に応じて附則別表第12に定める割合を乗じて得た額

(令和2年2月1日改正に伴う調整)

第26条 施行日において在籍する職員に次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 平成31年4月から令和2年1月までの給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第13に定める割合を乗じて得た額
- (2) 令和元年6月及び令和元年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第13に定める割合を乗じて得た額

(令和2年3月31日までの間における住居手当に関する特例)

第27条 令和2年2月1日改正後の第31条及び第32条の規定については、令和2年4月1日から適用する。

(令和3年3月31日までの間における住居手当に関する特例)

第28条 令和2年4月1日の前日において令和2年2月1日改正前の第31条及び第32条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以降においても引き続き当該住居手当にかかる住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、令和2年2月1日改正前の第31条及び第32条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額(以下「旧手当額」という。)から令和2年2月1日改正後の第31条及び第32条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を控除した額が2,000円を超えることとなる職員に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、令和2年2月1日改正後の第31条及び第32条の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(令和5年3月1日改正に伴う調整)

第29条 施行日において在籍する職員に次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 令和4年4月から令和5年2月までの給与において支給された基本給、地域調整手当及び時間外勤務手当等の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第14に定める割合を乗じて得た額
- (2) 令和4年6月及び令和4年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日における職員の等級に応じて附則別表第14に定める割合を乗じて得た額

別表第1 基本給表（第10条第1項関係）

	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
50号俸	216,300			362,400						
49号俸	215,100			361,400						
48号俸	213,900			360,400						
47号俸	212,800			359,400						
46号俸	211,400			358,300						
45号俸	210,000			357,100						
44号俸	208,600			355,900						
43号俸	207,200			354,700						
42号俸	205,800			353,500						
41号俸	204,500			352,300						
40号俸	203,100			351,100						
39号俸	201,700			349,900						
38号俸	200,300			348,700			464,400	502,400	540,400	559,500
37号俸	198,900			347,500			463,400	501,400	539,400	559,200
36号俸	197,600			346,300			462,400	500,400	538,400	558,900
35号俸	196,200			345,100			461,400	499,400	537,400	558,600
34号俸	194,800		303,600	343,900		426,400	460,400	498,400	536,400	558,300
33号俸	193,400		302,000	342,700		425,400	459,400	497,400	535,400	558,000
32号俸	192,000		300,400	341,500		424,400	458,400	496,400	534,400	557,700
31号俸	190,700		298,900	340,300		423,400	457,400	495,400	533,400	557,400
30号俸	189,300		297,400	339,100	392,400	422,400	456,400	494,400	532,400	557,100
29号俸	187,900	252,500	295,800	337,900	391,400	421,400	455,400	493,400	531,400	556,800
28号俸	186,600	251,200	294,200	336,700	390,400	420,400	454,400	492,400	530,400	556,500
27号俸	185,200	249,900	292,800	335,500	389,400	419,400	453,400	491,400	529,400	556,200
26号俸	183,800	249,000	291,200	334,300	388,400	418,400	452,400	490,400	528,400	555,900
25号俸	182,700	247,900	289,600	333,100	387,400	417,400	451,400	489,400	527,400	555,600
24号俸	181,300	246,700	288,100	331,900	386,400	416,400	450,400	488,400	526,400	555,200
23号俸	180,000	245,700	286,500	330,700	385,400	415,400	449,400	487,400	525,400	554,700
22号俸	178,600	244,700	285,100	329,500	384,400	414,400	448,400	486,400	524,400	554,200
21号俸	177,300	243,300	283,700	328,300	383,400	413,400	447,400	485,400	523,400	553,700
20号俸	175,900	242,400	282,300	327,100	382,400	412,400	446,400	484,400	522,400	553,200
19号俸	174,700	241,000	281,200	325,900	381,400	411,400	445,400	483,400	521,400	552,700
18号俸	173,400	239,600	279,800	324,700	380,400	410,400	444,400	482,400	520,400	552,200
17号俸	172,100	238,600	278,300	323,500	379,400	409,400	443,400	481,400	519,400	551,700
16号俸	170,800	237,200	276,800	322,300	378,400	408,400	442,400	480,400	518,400	551,200
15号俸	169,500	236,100	275,400	321,200	377,400	407,400	441,400	479,400	517,400	550,700
14号俸	168,300	235,000	273,900	320,000	376,400	406,400	440,400	478,400	516,400	550,200
13号俸	166,900	233,700	272,500	318,900	375,400	405,400	439,400	477,400	515,400	549,500
12号俸	165,500	232,300	271,000	317,800	374,400	404,400	438,400	476,400	514,400	548,800
11号俸	164,100	231,100	269,400	316,600	373,400	403,400	437,400	475,400	513,400	548,100
10号俸	162,800	229,800	267,900	315,600	372,400	402,400	436,400	474,400	512,400	547,400
9号俸	161,400	228,700	266,500	314,500	371,400	401,400	435,400	473,400	511,400	546,700
8号俸	160,000	227,300	265,000	313,400	370,400	400,400	434,400	472,400	510,400	546,000
7号俸	158,600	226,000	263,600	312,300	369,400	399,400	433,400	471,400	509,400	545,300
6号俸	157,200	224,600	262,100	311,100	368,400	398,400	432,400	470,400	508,400	544,600
5号俸	155,900	223,400	260,500	309,900	367,400	397,400	431,400	469,400	507,400	543,900
4号俸	154,500	222,000	259,400	308,700	366,400	396,400	430,400	468,400	506,400	543,200
3号俸	153,100	220,600	258,200	307,600	365,400	395,400	429,400	467,400	505,400	542,500
2号俸	151,700	219,200	256,800	306,400	364,400	394,400	428,400	466,400	504,400	541,800
1号俸	150,100	217,800	255,600	305,200	363,400	393,400	427,400	465,400	503,400	541,100
a号俸					362,400	392,400	426,400	464,400	502,400	540,100
b号俸					361,400	391,400	425,400	463,400	501,400	539,100
c号俸					360,400	390,400	424,400	462,400	500,400	538,100
d号俸					359,400	389,400	423,400	461,400	499,400	537,100
e号俸					358,400	388,400	422,400	460,400	498,400	536,100

別表第2 役割等級表（第10条第2項関係）

職群	等級	役割概要	
ゼネラル マネージャー 職群	3	審議役の職 経営管理監の職 適用・徴収管理監の職	年金センター長の職 副年金センター長の職 人事調整監の職 企画調整監の職 システム調整監の職 事務センター長の職 所長の職
	2	部長の職 副部長の職 室長の職	
	1	次長の職	
マネージャー 職群	3	部長の職(※1) 副部長の職(※1) 室長の職(※1) 次長の職(※1) 副年金センター長の職(※1)	人事調整監の職(※1) 企画調整監の職(※1) システム調整監の職(※1) 事務センター長の職(※1) 副事務センター長の職 グループ長の職(専門性の高い事務 を処理する専門職を含む。)
	2		所長の職(※1) 副所長の職 課長及び室長(※2)の職 分室長の職 専門役の職
	1		
一般 職群	C2	所属する上位組織の目標・計画を理解し、独自の応用力、判断力、工夫、改善等を必要とする高度な業務を行う。また、下級者の指導、比較的困難な非定型業務及び上司の補佐的業務を行う。	グループ長代理の職 課長代理及び室長代理の職 専門職の職
	C1	所属する上位組織の方針や目標を理解し、ある程度の応用力、判断力を必要とする比較的高度な技能・熟練を要する業務を行う。また、やや複雑な非定型業務、下級者の指導を行う。	
	S2	上司から業務の目的、内容及び手順等について総括的な説明を受けることにより、定型業務及び簡単な専門知識を要する非定型業務等を行う。また、定型業務及び簡単な非定型業務について下級者の指導を行う。	
	S1	上司の具体的な指示を受け、定められた手順に従って定型業務及び簡単な非定型業務を行う。	

※1を付した職はG級に決定される者を除く。

※2を付した職は日本年金機構組織規程(規程第2号)第63条の室長を指す。

(注) 給付業務正規職員は、人事管理規程第13条の規定によりS1からC1の職務の範囲とする。

別表第3 役職区分別職責手当表（第14条関係）

役職区分	金額	
本部	部長 A	135,000円
	部長 B	130,000円
	部長 C	125,000円
	部長 D	120,000円
	事務センター長 A	130,000円
	事務センター長 B	120,000円
	事務センター長 C	115,000円
	事務センター長 D	100,000円
	副事務センター長 A	95,000円
	副事務センター長 B	85,000円
	グループ長 A	110,000円
	グループ長 B	100,000円
	グループ長 C	90,000円
	グループ長 D	85,000円
	グループ長 E	80,000円
	グループ長 F	75,000円
年金事務所	所長 A	125,000円
	所長 B	115,000円
	所長 C	110,000円
	所長 D	95,000円
	所長 E	90,000円
	所長 F	85,000円
	副所長 A	85,000円
	副所長 B	80,000円
	副所長 C	75,000円
	課長 A	80,000円
	課長 B	70,000円
専門役	専門役 A	80,000円
	専門役 B	70,000円
	専門役 C	60,000円
	専門役 D	50,000円
	専門役 E	40,000円
	専門役 F	35,000円
	専門役 G	30,000円
	専門役 H	25,000円
特別の専門的知識又は技能を有する職務を担う者	職務の専門性、人材確保の困難性等を考慮して理事長が個別に定める	

(注) 専門役F～Hは人事管理規程第23条に定める役職定年に該当する職員のみ適用する。

別表第4 地域調整手当支給地域表（第15条第1項関係）

都道府県	支給地域	級地	支給割合
北海道	札幌市	七級地	100分の3
宮城県	多賀城市	五級地	100分の10
	仙台市	六級地	100分の6
	名取市	七級地	100分の3
茨城県	取手市 つくば市	二級地	100分の16
	守谷市	三級地	100分の15
	牛久市	四級地	100分の12
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市	五級地	100分の10
	古河市 ひたちなか市 神栖市	六級地	100分の6
	笠間市 鹿嶋市 筑西市	七級地	100分の3
栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市	六級地	100分の6
	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	七級地	100分の3
群馬県	高崎市	六級地	100分の6
	前橋市 太田市 渋川市	七級地	100分の3
埼玉県	和光市	二級地	100分の16
	さいたま市 志木市	三級地	100分の15
	東松山市 朝霞市	四級地	100分の12
	坂戸市	五級地	100分の10
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	六級地	100分の6
	熊谷市	七級地	100分の3
	袖ヶ浦市 印西市	二級地	100分の16
千葉県	千葉市 成田市	三級地	100分の15
	船橋市 浦安市	四級地	100分の12
	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	五級地	100分の10
	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	六級地	100分の6
	木更津市 君津市 八街市	七級地	100分の3
東京都	特別区	一級地	100分の20
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	二級地	100分の16
	八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	三級地	100分の15
	立川市	四級地	100分の12
	三鷹市 あきる野市	五級地	100分の10
	武蔵村山市	七級地	100分の3
	神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	二級地
鎌倉市		三級地	100分の15
相模原市 藤沢市		四級地	100分の12
横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市		五級地	100分の10
三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町		六級地	100分の6
新潟県	新潟市	七級地	100分の3
富山県	富山市	七級地	100分の3
石川県	金沢市 河北郡内灘町	七級地	100分の3
福井県	福井市	七級地	100分の3
山梨県	甲府市	六級地	100分の6
	南アルプス市	七級地	100分の3
長野県	塩尻市	六級地	100分の6
	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	七級地	100分の3
岐阜県	岐阜市	六級地	100分の6
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市	七級地	100分の3
静岡県	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	六級地	100分の6
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市	七級地	100分の3
	藤枝市 袋井市	七級地	100分の3

愛知県	刈谷市 豊田市	二級地	100分の16	
	名古屋市長久市 豊明市	三級地	100分の15	
	西尾市 知多市 みよし市	五級地	100分の10	
	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 犬山市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町	六級地	100分の6	
	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	七級地	100分の3	
三重県	鈴鹿市	四級地	100分の12	
	四日市市	五級地	100分の10	
	津市 桑名市 亀山市	六級地	100分の6	
	名張市 伊賀市	七級地	100分の3	
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	五級地	100分の10	
	彦根市 守山市 甲賀市	六級地	100分の6	
	長浜市 東近江市	七級地	100分の3	
京都府	京田辺市	四級地	100分の12	
	京都市	五級地	100分の10	
	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	六級地	100分の6	
大阪府	大阪市 守口市	二級地	100分の16	
	池田市 高槻市 大東市 門真市	三級地	100分の15	
	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	四級地	100分の12	
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	五級地	100分の10	
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	六級地	100分の6	
	西宮市 芦屋市 宝塚市	三級地	100分の15	
	神戸市	四級地	100分の12	
兵庫県	尼崎市 伊丹市 三田市	五級地	100分の10	
	明石市 赤穂市	六級地	100分の6	
	姫路市 加古川市 三木市	七級地	100分の3	
	天理市	四級地	100分の12	
	奈良市 大和郡山市	五級地	100分の10	
奈良県	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	六級地	100分の6	
	桜井市 宇陀市	七級地	100分の3	
	和歌山県	和歌山市 橋本市	六級地	100分の6
	岡山県	岡山市	七級地	100分の3
広島県	広島市	五級地	100分の10	
	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	七級地	100分の3	
山口県	周南市	七級地	100分の3	
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	七級地	100分の3	
香川県	高松市	六級地	100分の6	
	坂出市	七級地	100分の3	
福岡県	福岡市 春日市 福津市	五級地	100分の10	
	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	六級地	100分の6	
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	七級地	100分の3	
長崎県	長崎市	七級地	100分の3	

※ 平成27年4月1日現在の地域による。

別表第5 地域調整手当支給事務所表（第15条第1項関係）

所在地	事務所名	級地	支給割合
埼玉県所沢市	所沢年金事務所	五級地	100分の10
大阪府貝塚市	貝塚年金事務所	六級地	100分の6
兵庫県明石市	明石年金事務所	五級地	100分の10

別表第6 単身赴任手当に係る交通距離に応じた加算額表（第19条第1項関係）

交通距離	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

別表第7 住居手当の支給地域表（第32条第1号関係）

特定地域	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、志木市、和光市
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、浦安市
	東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、小田原市、厚木市、大和市
	愛知県	名古屋市
	滋賀県	大津市
	京都府	京都市
	大阪府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、東大阪市
	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
	奈良県	奈良市、大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
一般地域		特定地域以外

別表第8 自動車等の片道の使用距離に応じた通勤手当額表（第39条第2号関係）

自動車等の使用距離（片道）	通勤手当
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

別表第9 給付業務正規職員の号俸が別表第2の役割等級表C1の職務の級の最高号俸である場合の昇給
(第11条第4項関係)

C 1	
34-15号俸	305,100
34-14号俸	305,000
34-13号俸	304,900
34-12号俸	304,800
34-11号俸	304,700
34-10号俸	304,600
34-9号俸	304,500
34-8号俸	304,400
34-7号俸	304,300
34-6号俸	304,200
34-5号俸	304,100
34-4号俸	304,000
34-3号俸	303,900
34-2号俸	303,800
34-1号俸	303,700

附則別表第1 機構と国の級の対応(附則第2条関係)

機構の級	国の級
S1	1
S2	2
C1	3
C2	4
M1	5
M2	6
M3	7
G1	8
G2	9
G3	10

附則別表第2 地域調整手当支給割合表（附則第5条関係）

都道府県	支給地域	級地	平成21年度 支給割合
北海道	札幌市	六級地	100分の3
宮城県	仙台市	五級地	100分の6
	名取市 多賀城市	六級地	100分の3
茨城県	取手市	二級地	100分の12
	つくば市	三級地	100分の10
	水戸市 土浦市 守谷市	四級地	100分の8
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市	五級地	100分の5
	龍ヶ崎市 筑西市	六級地	100分の3
栃木県	宇都宮市	五級地	100分の5
	鹿沼市 小山市 大田原市	六級地	100分の3
群馬県	前橋市 高崎市 太田市	六級地	100分の3
埼玉県	和光市	二級地	100分の12
	さいたま市	三級地	100分の11
	志木市		100分の10
	鶴ヶ島市	四級地	100分の8
	川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市	五級地	100分の6
	行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市		100分の5
	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町	六級地	100分の3
千葉県	成田市 印西市	二級地	100分の12
	船橋市 浦安市	三級地	100分の10
	袖ヶ浦市		100分の9
	千葉市	四級地	100分の10
	市川市 松戸市 四街道市		100分の9
	富津市		100分の8
	柏市	五級地	100分の6
	茂原市 佐倉市 市原市 白井市		100分の5
	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	六級地	100分の3
東京都	特別区	一級地	100分の17
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市	二級地	100分の14
	福生市 清瀬市		100分の12
	八王子市 立川市 府中市 調布市	三級地	100分の12
	昭島市 小平市 日野市		100分の10
	三鷹市	四級地	100分の10
	青梅市 東村山市 あきる野市		100分の9
	武蔵村山市	六級地	100分の3
神奈川県	鎌倉市	二級地	100分の14
	厚木市		100分の12
	横浜市 川崎市	三級地	100分の12
	海老名市		100分の10
	※横須賀市	四級地	100分の10
	藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市		100分の9
	平塚市 ※三浦郡葉山町	五級地	100分の6
	秦野市		100分の5
	小田原市 三浦市	六級地	100分の3

富山県	富山市	六級地	100分の3
石川県	金沢市	六級地	100分の3
福井県	福井市	六級地	100分の3
山梨県	甲府市	五級地	100分の5
長野県	長野市 松本市 諏訪市	六級地	100分の3
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	六級地	100分の3
静岡県	静岡市	五級地	100分の6
	沼津市 御殿場市		100分の5
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市	六級地	100分の3
	掛川市 袋井市		
愛知県	名古屋市	三級地	100分の12
	刈谷市 豊田市		100分の9
	豊明市	四級地	100分の8
	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	五級地	100分の5
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市	六級地	100分の3
	安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市		
	知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町		
	西加茂郡三好町		
三重県	鈴鹿市	四級地	100分の8
	津市 四日市市	五級地	100分の5
	桑名市 名張市 伊賀市	六級地	100分の3
滋賀県	大津市	四級地	100分の9
	草津市		100分の8
	守山市 栗東市	五級地	100分の5
	彦根市 長浜市	六級地	100分の3
京都府	京都市	四級地	100分の10
	宇治市	五級地	100分の6
	亀岡市 京田辺市		100分の5
	向日市 相楽郡木津町	六級地	100分の3
大阪府	大阪市 守口市	二級地	100分の14
	門真市		100分の12
	吹田市 高槻市 箕面市 寝屋川市	三級地	100分の12
	高石市		100分の11
	※堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市	四級地	100分の10
	※東大阪市		
	※岸和田市 ※泉大津市 ※貝塚市 ※泉佐野市	五級地	100分の6
	※富田林市 和泉市 羽曳野市		
	河内長野市 藤井寺市		100分の5
柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市	六級地	100分の3	
南都熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町			
兵庫県	芦屋市	二級地	100分の14
	西宮市 宝塚市	三級地	100分の12
	神戸市 尼崎市	四級地	100分の10
	伊丹市	五級地	100分の6
	三田市		100分の5
	姫路市 明石市 加古川市 三木市	六級地	100分の3
奈良県	天理市	三級地	100分の9
	奈良市 大和郡山市	四級地	100分の9
	大和高田市 橿原市	五級地	100分の5
	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町	六級地	100分の3
	北葛城郡王寺町		
和歌山県	和歌山市 橋本市	六級地	100分の3
岡山県	岡山市	六級地	100分の3
広島県	広島市	四級地	100分の9
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	六級地	100分の3
山口県	周南市	六級地	100分の3
香川県	高松市	六級地	100分の3
福岡県	福岡市	四級地	100分の10
	※北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市	六級地	100分の3
	福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町		
長崎県	※長崎市	六級地	100分の3

※印を付した地域は暫定支給地域(当分の間の支給地域)を示す。

附則別表第3 特例基本給表（附則第9条第1項関係）

	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
65号俵			300,642							
64号俵			299,689							
63号俵			298,737							
62号俵			297,689							
61号俵			296,737							
60号俵			295,785							
59号俵			294,833							
58号俵			293,880							
57号俵			292,833							
56号俵			291,880							
55号俵			290,928							
54号俵			289,976							
53号俵			289,024							
52号俵			287,976							
51号俵			287,024							
50号俵			286,071	337,931						
49号俵			285,119	337,009						
48号俵	194,270		284,167	335,994						
47号俵	193,317		283,119	335,072						
46号俵	192,365		282,167	334,150						
45号俵	191,318	237,980	281,215	333,227						
44号俵	190,365	237,028	280,262	332,305						
43号俵	189,413	236,076	279,310	331,291						
42号俵	188,461	235,028	278,263	330,368						
41号俵	187,508	234,076	277,310	329,446						
40号俵	186,461	233,124	276,358	328,524						
39号俵	185,509	232,171	275,406	327,601						
38号俵	184,556	231,219	274,453	326,587						
37号俵	183,604	230,171	273,406	325,665			423,269	457,828	492,295	514,402
36号俵	182,652	229,219	272,549	324,742			422,367	456,925	491,393	514,041
35号俵	181,604	228,267	271,596	323,820			421,465	456,023	490,491	513,590
34号俵	180,652	227,315	270,644	322,898		397,327	420,563	455,121	489,588	513,139
33号俵	179,700	226,362	269,692	321,883		396,405	419,660	454,218	488,686	512,687
32号俵	178,747	225,315	268,644	320,961		395,483	418,758	453,316	487,784	512,236
31号俵	177,795	224,362	267,692	320,039		394,560	417,856	452,414	486,882	511,785
30号俵	176,747	223,410	266,740	319,209	365,508	393,638	416,953	451,511	485,979	511,334
29号俵	175,795	222,458	265,787	318,286	364,586	392,716	416,051	450,609	485,077	510,883
28号俵	174,843	221,505	264,835	317,272	363,663	391,794	415,149	449,707	484,175	510,432
27号俵	173,890	220,458	263,788	316,349	362,741	390,871	414,246	448,805	483,272	509,980
26号俵	172,938	219,506	262,835	315,427	361,819	389,949	413,344	447,902	482,370	509,529
25号俵	171,891	218,553	261,883	314,505	360,896	389,027	412,442	447,000	481,468	509,078
24号俵	170,938	217,601	260,931	313,582	359,974	388,104	411,540	446,098	480,565	508,627
23号俵	169,986	216,649	259,978	312,568	359,052	387,182	410,637	445,195	479,663	508,176
22号俵	169,034	215,601	258,931	311,646	358,130	386,260	409,735	444,293	478,761	507,725
21号俵	168,081	214,649	257,979	310,723	357,207	385,337	408,833	443,391	477,859	507,274
20号俵	166,082	213,697	257,026	309,801	356,285	384,415	407,930	442,488	476,956	506,823
19号俵	164,177	212,744	256,074	308,879	355,363	383,493	407,028	441,586	476,054	506,372
18号俵	162,177	211,792	255,122	307,864	354,440	382,571	406,126	440,684	475,152	505,921
17号俵	160,273	210,744	254,074	306,942	353,518	381,648	405,223	439,782	474,249	505,470
16号俵	158,368	209,792	253,122	306,020	352,596	380,726	404,321	438,879	473,347	505,019
15号俵	156,368	208,840	252,170	305,097	351,673	379,804	403,419	437,977	472,445	504,568
14号俵	154,464	207,888	251,217	304,175	350,751	378,881	402,517	437,075	471,542	504,117
13号俵	152,464	206,935	250,265	303,161	349,829	377,959	401,614	436,172	470,640	503,666
12号俵	150,559	205,888	249,217	302,238	348,907	377,037	400,712	435,270	469,738	503,215
11号俵	148,655	204,935	248,265	302,138	347,984	376,114	399,810	434,368	468,836	502,764
10号俵	146,750	203,983	247,313	302,038	347,062	375,192	398,907	433,465	467,933	502,313
9号俵	144,941	203,031	246,361	301,938	346,140	374,270	398,005	432,563	467,031	501,862
8号俵	143,131	202,079	245,408	301,838	345,217	373,348	397,102	431,661	466,129	501,411
7号俵	141,417	201,031	244,361	301,738	344,295	372,425	396,200	430,759	465,226	500,960
6号俵	139,703	200,079	243,408	301,638	343,373	371,503	395,297	429,856	464,324	500,509
5号俵	137,894	199,126	242,456	301,538	342,450	370,581	394,395	428,954	463,422	500,058
4号俵	136,370	198,174	241,504	301,438	341,528	369,658	393,492	428,052	462,519	499,607
3号俵	134,846	197,222	240,551	301,338	340,606	368,736	392,590	427,149	461,617	499,156
2号俵	133,227	196,174	239,504	301,238	339,684	367,814	391,687	426,247	460,715	498,705
1号俵	131,704	195,222	238,552	301,138	338,761	366,891	390,785	425,345	459,813	498,254
a号俵					337,839	365,969	397,005	423,540	458,008	492,747
b号俵					336,917	365,047	396,103	422,638	457,106	491,844
c号俵					335,994	364,125	395,201	421,736	456,203	490,942
d号俵					335,072	363,202	394,299	420,833	455,301	490,040
e号俵					334,150	362,280	393,397	419,931	454,399	489,137

附則別表第4 役職区分別特例職責手当表（附則第9条第2項関係）

役職区分		金額
本部	部長A	121,500円
	部長B	117,000円
	部長C	112,500円
	グループ長A	99,000円
	グループ長B	81,000円
	グループ長C	72,000円
ブロック本部	本部長	121,500円
	部長A	112,500円
	部長B	108,000円
	グループ長A	90,000円
	グループ長B	76,500円
年金事務所	グループ長C	67,500円
	所長A	85,500円
	所長B	81,000円
	副所長A	76,500円
	副所長B	72,000円
	課長	63,000円
	専門役SS	72,000円
	専門役S	63,000円
	専門役A	54,000円
	専門役B	45,000円
	専門役C	36,000円
特別の専門的知識又は技能を有する職務を担う者		職務の専門性、人材確保の困難性等を考慮して理事長が個別に定める

附則別表第5 平成27年1月1日改正に伴う差額調整割合（附則第12条第1項関係）

職員の等級	割合
S1	100分の1.14
S2	100分の0.72
C1	100分の0.49
C2	100分の0.34
M1	100分の0.20
M2	100分の0.13
M3	100分の0.09
G1	100分の0.04
G2	100分の0.03
G3	100分の0.02

附則別表第6 平成27年6月1日改正に伴う切替え表（附則第14条関係）

S1		S2		C1		C2		M1	
平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵	平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵	平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵	平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵	平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵
48号俵		45号俵		65号俵		50号俵	50号俵	30号俵	25号俵
47号俵	50号俵	44号俵	29号俵	64号俵		49号俵	49号俵	29号俵	24号俵
46号俵	49号俵	43号俵	28号俵	63号俵		48号俵	48号俵	28号俵	
45号俵	48号俵	42号俵	27号俵	62号俵		47号俵	47号俵	27号俵	23号俵
44号俵	47号俵	41号俵	26号俵	61号俵		46号俵	46号俵	26号俵	
43号俵	46号俵	40号俵	25号俵	60号俵	34号俵	45号俵	45号俵	25号俵	22号俵
42号俵		39号俵	24号俵	59号俵		44号俵	44号俵	24号俵	
41号俵	45号俵	38号俵	23号俵	58号俵		43号俵	43号俵	23号俵	21号俵
40号俵	44号俵	37号俵	22号俵	57号俵		42号俵	42号俵	22号俵	
39号俵		36号俵	21号俵	56号俵		41号俵	41号俵	21号俵	20号俵
38号俵	43号俵	35号俵	20号俵	55号俵		40号俵	40号俵	20号俵	
37号俵	42号俵	34号俵	19号俵	54号俵		39号俵	39号俵	19号俵	19号俵
36号俵	41号俵	33号俵	18号俵	53号俵	33号俵	38号俵	38号俵	18号俵	18号俵
35号俵		32号俵	17号俵	52号俵	32号俵	37号俵	37号俵	17号俵	17号俵
34号俵	40号俵	31号俵	16号俵	51号俵	31号俵	36号俵	36号俵	16号俵	16号俵
33号俵	39号俵	30号俵	15号俵	50号俵	30号俵	35号俵	35号俵	15号俵	15号俵
32号俵	38号俵	29号俵	14号俵	49号俵	29号俵	34号俵	34号俵	14号俵	14号俵
31号俵	37号俵	28号俵	13号俵	48号俵	28号俵	33号俵	33号俵	13号俵	13号俵
30号俵	36号俵	27号俵	12号俵	47号俵	27号俵	32号俵	32号俵	12号俵	12号俵
29号俵	35号俵	26号俵	11号俵	46号俵	26号俵	31号俵	31号俵	11号俵	11号俵
28号俵	34号俵	25号俵	10号俵	45号俵	25号俵	30号俵	30号俵	10号俵	10号俵
27号俵	33号俵	24号俵	9号俵	44号俵	24号俵	29号俵	29号俵	9号俵	9号俵
26号俵	32号俵	23号俵	8号俵	43号俵	23号俵	28号俵	28号俵	8号俵	8号俵
25号俵	31号俵	22号俵	7号俵	42号俵	22号俵	27号俵	27号俵	7号俵	7号俵
24号俵	30号俵	21号俵	6号俵	41号俵	21号俵	26号俵	26号俵	6号俵	6号俵
23号俵	29号俵	20号俵	5号俵	40号俵	20号俵	25号俵	25号俵	5号俵	5号俵
22号俵	28号俵	19号俵	4号俵	39号俵	19号俵	24号俵	24号俵	4号俵	4号俵
21号俵	27号俵	18号俵	3号俵	38号俵	18号俵	23号俵	23号俵	3号俵	3号俵
20号俵	26号俵	17号俵	2号俵	37号俵	17号俵	22号俵	22号俵	2号俵	2号俵
19号俵	25号俵	16号俵	1号俵	36号俵	16号俵	21号俵	21号俵	1号俵	1号俵
18号俵	24号俵	15号俵		35号俵	15号俵	20号俵	20号俵	a号俵	a号俵
17号俵	23号俵	14号俵		34号俵	14号俵	19号俵	19号俵	b号俵	b号俵
16号俵	22号俵	13号俵		33号俵	13号俵	18号俵	18号俵	c号俵	c号俵
15号俵	21号俵	12号俵		32号俵	12号俵	17号俵	17号俵	d号俵	d号俵
14号俵	20号俵	11号俵		31号俵	11号俵	16号俵	16号俵	e号俵	e号俵
13号俵	19号俵	10号俵		30号俵	10号俵	15号俵	15号俵		
12号俵	18号俵	9号俵		29号俵	9号俵	14号俵	14号俵		
11号俵	17号俵	8号俵		28号俵	8号俵	13号俵	13号俵		
10号俵	16号俵	7号俵		27号俵	7号俵	12号俵	12号俵		
9号俵	15号俵	6号俵		26号俵	6号俵	11号俵	11号俵		
8号俵	14号俵	5号俵		25号俵	5号俵	10号俵	10号俵		
7号俵	13号俵	4号俵		24号俵	4号俵	9号俵	9号俵		
6号俵	12号俵	3号俵		23号俵	3号俵	8号俵	8号俵		
5号俵	11号俵	2号俵		22号俵	2号俵	7号俵	7号俵		
4号俵	10号俵	1号俵		21号俵	1号俵	6号俵	6号俵		
3号俵	9号俵			20号俵		5号俵	5号俵		
2号俵	8号俵			19号俵		4号俵	4号俵		
1号俵	7号俵			18号俵		3号俵	3号俵		
	6号俵			17号俵		2号俵	2号俵		
	5号俵			16号俵		1号俵	1号俵		
	4号俵			15号俵					
	3号俵			14号俵					
	2号俵			13号俵					
	1号俵			12号俵					
				11号俵					
				10号俵					
				9号俵					
				8号俵					
				7号俵					
				6号俵					
				5号俵					
				4号俵					
				3号俵					
				2号俵					
				1号俵					

M2	
平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵
34号俵	24号俵
33号俵	
32号俵	
31号俵	
30号俵	
29号俵	23号俵
28号俵	
27号俵	
26号俵	22号俵
25号俵	
24号俵	21号俵
23号俵	
22号俵	20号俵
21号俵	
20号俵	19号俵
19号俵	
18号俵	18号俵
17号俵	17号俵
16号俵	16号俵
15号俵	15号俵
14号俵	14号俵
13号俵	13号俵
12号俵	12号俵
11号俵	11号俵
10号俵	10号俵
9号俵	9号俵
8号俵	8号俵
7号俵	7号俵
6号俵	6号俵
5号俵	5号俵
4号俵	4号俵
3号俵	3号俵
2号俵	2号俵
1号俵	1号俵
a号俵	a号俵
b号俵	b号俵
c号俵	c号俵
d号俵	d号俵
e号俵	e号俵

M3	
平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵
38号俵	27号俵
37号俵	26号俵
36号俵	
35号俵	25号俵
34号俵	
33号俵	24号俵
32号俵	
31号俵	23号俵
30号俵	
29号俵	
28号俵	
27号俵	22号俵
26号俵	
25号俵	21号俵
24号俵	
23号俵	20号俵
22号俵	
21号俵	19号俵
20号俵	
19号俵	18号俵
18号俵	17号俵
17号俵	16号俵
16号俵	15号俵
15号俵	14号俵
14号俵	13号俵
13号俵	12号俵
12号俵	11号俵
11号俵	10号俵
10号俵	
9号俵	9号俵
8号俵	8号俵
7号俵	7号俵
6号俵	6号俵
5号俵	5号俵
4号俵	4号俵
3号俵	3号俵
2号俵	2号俵
1号俵	1号俵
a号俵	a号俵
b号俵	b号俵
c号俵	c号俵
d号俵	d号俵
e号俵	e号俵

G1	
平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵
38号俵	25号俵
37号俵	
36号俵	
35号俵	
34号俵	
33号俵	24号俵
32号俵	
31号俵	23号俵
30号俵	
29号俵	22号俵
28号俵	
27号俵	21号俵
26号俵	
25号俵	20号俵
24号俵	
23号俵	19号俵
22号俵	
21号俵	18号俵
20号俵	
19号俵	17号俵
18号俵	16号俵
17号俵	15号俵
16号俵	14号俵
15号俵	13号俵
14号俵	12号俵
13号俵	
12号俵	11号俵
11号俵	
10号俵	9号俵
9号俵	
8号俵	7号俵
7号俵	
6号俵	5号俵
5号俵	
4号俵	3号俵
3号俵	
2号俵	1号俵
1号俵	
a号俵	b号俵
b号俵	c号俵
c号俵	d号俵
d号俵	e号俵
e号俵	e号俵

G2	
平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵
38号俵	24号俵
37号俵	
36号俵	23号俵
35号俵	
34号俵	22号俵
33号俵	
32号俵	21号俵
31号俵	
30号俵	20号俵
29号俵	
28号俵	19号俵
27号俵	
26号俵	18号俵
25号俵	
24号俵	17号俵
23号俵	
22号俵	16号俵
21号俵	
20号俵	15号俵
19号俵	
18号俵	14号俵
17号俵	
16号俵	13号俵
15号俵	
14号俵	12号俵
13号俵	
12号俵	11号俵
11号俵	
10号俵	9号俵
9号俵	
8号俵	7号俵
7号俵	
6号俵	5号俵
5号俵	
4号俵	3号俵
3号俵	
2号俵	1号俵
1号俵	
a号俵	b号俵
b号俵	c号俵
c号俵	d号俵
d号俵	e号俵
e号俵	

G3	
平成27年5月31日時点の号俵	平成27年6月1日の号俵
38号俵	14号俵
37号俵	13号俵
36号俵	
35号俵	
34号俵	12号俵
33号俵	
32号俵	11号俵
31号俵	
30号俵	10号俵
29号俵	
28号俵	9号俵
27号俵	
26号俵	8号俵
25号俵	
24号俵	7号俵
23号俵	
22号俵	6号俵
21号俵	
20号俵	5号俵
19号俵	
18号俵	4号俵
17号俵	
16号俵	3号俵
15号俵	
14号俵	2号俵
13号俵	
12号俵	1号俵
11号俵	
10号俵	a号俵
9号俵	b号俵
8号俵	c号俵
7号俵	d号俵
6号俵	e号俵
5号俵	
4号俵	e号俵
3号俵	e号俵
2号俵	e号俵
1号俵	e号俵
a号俵	e号俵
b号俵	e号俵
c号俵	e号俵
d号俵	e号俵
e号俵	e号俵

附則別表第7 地域調整手当支給割合表（附則第17条関係）

都道府県	支給地域	平成27年6月から 平成28年2月までの 支給割合	平成28年3月の 支給割合	支給割合の差	
北海道	札幌市	100分の3	100分の3	—	
	多賀城市	100分の5	100分の7	100分の2	
宮城県	仙台市	100分の6	100分の6	—	
	名取市	100分の3	100分の3	—	
	取手市	100分の15	100分の15.5	100分の0.5	
	つくば市	100分の13	100分の15	100分の2	
茨城県	守谷市	100分の11	100分の13	100分の2	
	牛久市	100分の8	100分の10	100分の2	
	水戸市 土浦市	100分の10	100分の10	—	
	日立市	100分の7	100分の9	100分の2	
	龍ヶ崎市	100分の5	100分の7	100分の2	
	古河市 ひたちなか市	100分の6	100分の6	—	
	神栖市	100分の2	100分の4	100分の2	
	筑西市	100分の3	100分の3	—	
	笠間市 鹿嶋市	100分の1	100分の2	100分の1	
	宇都宮市	100分の6	100分の6	—	
	栃木県	大田原市	100分の4	100分の5	100分の1
		下野市	100分の2	100分の4	100分の2
鹿沼市 小山市		100分の3	100分の3	—	
栃木市 真岡市		100分の1	100分の2	100分の1	
群馬県	高崎市	100分の4	100分の5	100分の1	
	前橋市 太田市	100分の3	100分の3	—	
	渋川市	100分の1	100分の2	100分の1	
埼玉県	和光市	100分の15	100分の15.5	100分の0.5	
	さいたま市 志木市	100分の13	100分の14	100分の1	
	東松山市 朝霞市	100分の8	100分の10	100分の2	
	坂戸市	100分の5	100分の7	100分の2	
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市	100分の6	100分の6	—	
	春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	100分の4	100分の5	100分の1	
	羽生市 比企郡滑川町	100分の2	100分の4	100分の2	
	熊谷市	100分の3	100分の3	—	
千葉県	印西市	100分の15	100分の15.5	100分の0.5	
	袖ヶ浦市	100分の13	100分の15	100分の2	
	成田市	100分の15	100分の15	—	
	千葉市	100分の11	100分の13	100分の2	
	船橋市 浦安市	100分の12	100分の12	—	
	市川市 松戸市 富津市	100分の10	100分の10	—	
	佐倉市 市原市	100分の7	100分の9	100分の2	
	茂原市 柏市	100分の6	100分の6	—	
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の4	100分の5	100分の1	
	八街市	100分の3	100分の3	—	
	木更津市 君津市	100分の1	100分の2	100分の1	
東京都	特別区	100分の18	100分の18.5	100分の0.5	
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の15	100分の15.5	100分の0.5	
	調布市 小平市 日野市	100分の13	100分の15	100分の2	
	国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15	100分の15	—	
	八王子市 府中市	100分の13	100分の14	100分の1	
	青梅市 東村山市	100分の11	100分の13	100分の2	
	立川市	100分の12	100分の12	—	
	三鷹市 あきる野市	100分の10	100分の10	—	
	武蔵村山市	100分の3	100分の3	—	
神奈川県	厚木市	100分の15	100分の15.5	100分の0.5	
	横浜市 川崎市	100分の13	100分の15	100分の2	
	鎌倉市	100分の15	100分の15	—	
	相模原市 藤沢市	100分の10	100分の10.5	100分の0.5	
	横須賀市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10	100分の10	—	
	平塚市	100分の7	100分の9	100分の2	
	小田原市	100分の5	100分の7	100分の2	
	三浦郡葉山町	100分の6	100分の6	—	
	三浦市 中郡二宮町	100分の4	100分の5	100分の1	
新潟県	新潟市	100分の1	100分の2	100分の1	
富山県	富山市	100分の3	100分の3	—	
石川県	金沢市	100分の3	100分の3	—	
	河北郡内灘町	100分の1	100分の2	100分の1	
福井県	福井市	100分の3	100分の3	—	
山梨県	甲府市	100分の6	100分の6	—	
	南アルプス市	100分の1	100分の2	100分の1	

長野県	塩尻市	100分の4	100分の5	100分の1
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3	100分の3	—
	伊那市	100分の1	100分の2	100分の1
岐阜県	岐阜市	100分の4	100分の5	100分の1
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3	100分の3	—
	各務原市 可児市	100分の1	100分の2	100分の1
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6	100分の6	—
	磐田市	100分の4	100分の5	100分の1
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3	100分の3	—
	藤枝市	100分の1	100分の2	100分の1
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の13	100分の15	100分の2
	名古屋市	100分の13	100分の14	100分の1
	豊明市	100分の11	100分の13	100分の2
	西尾市 知多市	100分の7	100分の9	100分の2
	みよし市	100分の5	100分の7	100分の2
	瀬戸市 碧南市	100分の6	100分の6	—
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市 西春日井郡豊山町	100分の4	100分の5	100分の1
	豊川市 田原市	100分の2	100分の4	100分の2
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3	100分の3	—
	常滑市 海部郡飛鳥村	100分の1	100分の2	100分の1
三重県	鈴鹿市	100分の10	100分の10.5	100分の0.5
	四日市市	100分の7	100分の9	100分の2
	津市	100分の6	100分の6	—
	桑名市	100分の4	100分の5	100分の1
	亀山市	100分の2	100分の4	100分の2
滋賀県	名張市 伊賀市	100分の3	100分の3	—
	大津市 草津市	100分の10	100分の10	—
	栗東市	100分の7	100分の9	100分の2
	守山市	100分の6	100分の6	—
	彦根市	100分の4	100分の5	100分の1
	甲賀市	100分の2	100分の4	100分の2
京都府	長浜市	100分の3	100分の3	—
	東近江市	100分の1	100分の2	100分の1
	京田辺市	100分の8	100分の10	100分の2
	京都市	100分の10	100分の10	—
	宇治市 亀岡市	100分の6	100分の6	—
	向日市 木津川市	100分の4	100分の5	100分の1
	大阪府	100分の15	100分の15.5	100分の0.5
大阪府	門真市	100分の15	100分の15	—
	高槻市	100分の13	100分の14	100分の1
	池田市 大東市	100分の11	100分の13	100分の2
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12	100分の12	—
	豊中市	100分の10	100分の10.5	100分の0.5
	羽曳野市	100分の8	100分の10	100分の2
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市	100分の10	100分の10	—
	柏原市 交野市	100分の5	100分の7	100分の2
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6	100分の6	—
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の4	100分の5	100分の1
	兵庫県	芦屋市	100分の15	100分の15
西宮市 宝塚市		100分の13	100分の14	100分の1
神戸市		100分の10	100分の10.5	100分の0.5
尼崎市		100分の10	100分の10	—
伊丹市 三田市		100分の7	100分の9	100分の2
明石市		100分の4	100分の5	100分の1
赤穂市		100分の2	100分の4	100分の2
姫路市 加古川市 三木市		100分の3	100分の3	—
奈良県	天理市	100分の12	100分の12	—
	奈良市 大和郡山市	100分の10	100分の10	—
	大和高田市 橿原市	100分の6	100分の6	—
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の4	100分の5	100分の1
	桜井市 宇陀市	100分の3	100分の3	—
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の4	100分の5	100分の1
岡山県	岡山市	100分の3	100分の3	—
広島県	広島市	100分の10	100分の10	—
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3	100分の3	—
	三原市 東広島市	100分の1	100分の2	100分の1
山口県	周南市	100分の3	100分の3	—
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の1	100分の2	100分の1
香川県	高松市	100分の4	100分の5	100分の1
	坂出市	100分の1	100分の2	100分の1
福岡県	福岡市	100分の10	100分の10	—
	春日市 福津市	100分の5	100分の7	100分の2
	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の4	100分の5	100分の1
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3	100分の3	—
長崎県	長崎市	100分の3	100分の3	—

※ 平成27年4月1日現在の地域による。

附則別表第8 平成28年3月1日改正に伴う調整割合（附則第19条関係）

職員の等級	割合
S 1	100分の1.32
S 2	100分の0.88
C 1	100分の0.45
C 2	100分の0.34
M 1	100分の0.29
M 2	100分の0.27
M 3	100分の0.25
G 1	100分の0.23
G 2	100分の0.21
G 3	100分の0.20

附則別表第9 平成29年1月1日改正に伴う調整割合（附則第21条関係）

職員の等級	割合
S 1	100分の0.77
S 2	100分の0.59
C 1	100分の0.29
C 2	100分の0.14
M 1	100分の0.11
M 2	100分の0.10
M 3	100分の0.09
G 1	100分の0.08
G 2	100分の0.08
G 3	100分の0.07

附則別表第10 扶養手当額（附則第22条関係）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
配偶者	M 3 級以下	10,000円	6,500円	6,500円
	G 1 級	10,000円	6,500円	3,500円
	G 2 級以上	10,000円	6,500円	3,500円
子		8,000円	10,000円	10,000円
父母等	M 3 級以下	6,500円	6,500円	6,500円
	G 1 級	6,500円	6,500円	3,500円
	G 2 級以上	6,500円	6,500円	3,500円

（注）職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額は、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附則別表第 1 1 平成 3 0 年 2 月 1 日改正に伴う調整割合（附則第 2 3 条関係）

職員の等級	割合
S 1	1 0 0 分の 0 . 5 1
S 2	1 0 0 分の 0 . 4 1
C 1	1 0 0 分の 0 . 3 0
C 2	1 0 0 分の 0 . 1 4
M 1	1 0 0 分の 0 . 1 1
M 2	1 0 0 分の 0 . 1 0
M 3	1 0 0 分の 0 . 0 9
G 1	1 0 0 分の 0 . 0 8
G 2	1 0 0 分の 0 . 0 8
G 3	1 0 0 分の 0 . 0 7

附則別表第 1 2 平成 3 1 年 2 月 1 日改正に伴う調整割合（附則第 2 5 条関係）

職員の等級	割合
S 1	1 0 0 分の 0 . 6 3
S 2	1 0 0 分の 0 . 4 2
C 1	1 0 0 分の 0 . 2 4
C 2	1 0 0 分の 0 . 1 3
M 1	1 0 0 分の 0 . 1 1
M 2	1 0 0 分の 0 . 1 0
M 3	1 0 0 分の 0 . 0 9
G 1	1 0 0 分の 0 . 0 8
G 2	1 0 0 分の 0 . 0 8
G 3	1 0 0 分の 0 . 0 7

附則別表第 1 3 令和 2 年 2 月 1 日改正に伴う調整割合（附則第 2 6 条関係）

職員の等級	割合
S 1	1 0 0 分の 0 . 7 8
S 2	1 0 0 分の 0 . 5 6
C 1	1 0 0 分の 0 . 0 9

附則別表第 1 4 令和 5 年 3 月 1 日改正に伴う調整割合（附則第 2 9 条関係）

職員の等級	割合
S 1	1 0 0 分の 1 . 5 4
S 2	1 0 0 分の 0 . 9 3
C 1	1 0 0 分の 0 . 1 9